

国民年金基金の合併

【課題・2●●】

〈国民年金基金の合併〉

国民年金基金の合併については、H15年頃～”合併できるようになる(なった)”等種々情報がありましたが具体的には何の変更・進展もありませんでした。しかし、今回は間違いのないようです。

1. (P.6)は、H29.11下旬に 某受給者宅に 埼玉県国民年金基金理事長から届いた文書です。

この文書によれば、

①. 国民年金基金は、H31.4.1 全国 47都道府県の地域型基金と 22の職能型基金が合併する
(⇒ 国民年金基金は 全国で1つ になる !!)

②. 合併の主な目的

・加入員、受給者の利便性 ・事業運営基盤の強化 ・事業運営の効率化

③. 加入員、受給者 への影響

・加入員の掛金、受給者の年金額、税制の取扱い は変わらない。新たな負担、手続き 不要

◆ 全国 47都道府県の地域型国民年金基金と 22の職能型基金は、H29.9.25に 各々の代議員会で H31.4.1に合併することを議決し、10.5に合併契約を締結した、ようです。

◆ どの基金も、加入者、受給者等への連絡・説明文書は (P.6) に統一しているようです。

2. 本件の経過、根拠 等

(1). 根 拠 法

◆ 「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(H28法第 66号) により、
国民年金法 第10章(国年基金、連合会)に 第8款(合併及び分割・(第137条の3～137条の3の16))
が新たに追加され、H29.1.1～施行になった。

〈「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(H28法第 66号) の 概要〉

1. 確定拠出年金法の一部改正関係
2. 確定給付企業年金法の一部改正関係
3. 中小企業退職金共済法の一部改正関係

➡ 4. 国民年金法の改正関係

(2). 該当条文 の 要旨

◆ 第137条の3

「基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、他の基金と吸収合併(・・・)をすることができる。

ただし、地域型基金と職能型基金との吸収合併については、その地区が全国である地域型基金が次条に規定する吸収合併存続基金となる場合を除き、これをすることができない。」

2 「合併をする基金は、吸収合併契約を締結しなければならない。」

◆ 第137条の3の2

「基金が吸収合併する場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する基金(・・・)及び吸収合併により消滅する基金(・・・)の名称及び主たる事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。」

◆ 第137条の3の3

「基金は、吸収合併契約について代議員会において代議員の定数の 2/3以上の多数により議決しなければならない。」

◆ 第137条の3の4

「基金は、前条の代議員会の議決があったときは、その議決があった日(「議決日」という)から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。」